

地方独立行政法人宮城県立こども病院 屋上広場整備事業公募型プロポーザル実施要項

1 一般事項

- (1) 事業名 地方独立行政法人宮城県立こども病院屋上広場整備事業
- (2) 事業期間 令和7年1月10日から令和7年8月31日まで
- (3) 施設名 宮城県立こども病院
- (4) 所在地 宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号
- (5) 事業上限額 12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※ なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、この金額で契約することを約束するものではない。

2 屋上広場整備のコンセプト

- (1) 自然と植物を生かして「癒やされる」「憩える」「楽しめる」屋上広場とする。
- (2) 車いすやバギー利用者のため、バリアフリーに配慮されている。
- (3) 安全に配慮されている。

3 スケジュール

実施事項	日程
実施要項等の通知	令和6年10月25日(金)
現場見学の参加申し込み期間	令和6年10月25日(金)～11月7日(木)
現場見学の実施	令和6年11月1日(金)～11月8日(金)
事業に関する質問の提出期限	令和6年11月13日(水) 12時
質問に関する回答の公開(HP)	令和6年11月15日(金) 17時
参加表明書の提出期限	令和6年11月20日(水) 12時
業務提案書の提出期限	令和6年12月16日(月) 12時
書類審査(第一次審査)	令和6年12月18日(水)
書類審査(第一次審査)結果の通知	令和6年12月19日(木)
プレゼンテーション及びヒアリング (第二次審査)	令和6年12月27日(金) 午後
審査結果の通知(受注者決定)	令和7年1月7日(火) 午後

4 参加資格

- (1) 宮城県の「建設工事入札参加資格承認者名簿」に登録があること。
- (2) 地方独立行政法人宮城県立こども病院契約実施規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号、以下「令」という。)第167条の4の規定を準用

し、それに該当しないこと。

(5) 次のいずれにも該当しないこと

- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て中又は更生手続中の者
- ロ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て中又は更生手続中の者
- ハ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者

(6) 宮城県内に事務所又は事業所を有し、かつ宮城県民税に未納がないこと。

5 審査

本事業の受注候補者の選定には、「宮城県立子ども病院屋上広場整備事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査及び評価を行う。

(1) 審査方法

ヒアリングを実施し、業務提案書、見積金額、受注実績等を審査し、それらを総合的に評価する。

(2) 評価項目及び評価内容

評価内容は、次の①事業管理、②詳細仕様のとおりとする。審査委員 1 人につき 150 点満点とし、各委員の点数を合計する。

①事業管理

	評価項目	評価内容	配点
1	管理体制	○事業の実施体制が確保されているか。 ○造園施工管理技士の資格を有しているか。	15
2	受注実績	○本事業を滞りなく実施するにあたり、同様の事業を請け負った実績があるか。	15
3	維持管理	○維持管理しやすい提案となっているか。	15
4	実施・スケジュール	○設計・施工の段階で発注者の意見を反映できるスケジュール・計画となっているか。 ○実施手順は、適正か。	15
5	提案内容	○コンセプト・目的に沿った提案内容となっているか。 ○②詳細仕様以上の創意工夫ある提案がなされているか。 ○建物積載荷重を考慮した提案となっているか。	15
事業管理合計			75

②詳細仕様

	評価内容	必須項目	配点
1	屋上広場芝生エリアにパターゴルフスペースを新設し、該当スペースについては芝の張り替えを行うこと。	○	10
2	屋上周囲の柵に利用者が近づけないよう、生垣を追加するなどの安全対策	○	10

	を講じること。		
3	既存ベンチの補修または入れ替えを行うこと。	○	10
4	低い平均台を設置するなどの利用者自らが創意工夫により遊ぶことができる仕組みを取り入れること。	○	10
5	日差しや雨をしのぐための日よけ・雨よけを設置すること。		5
6	インターロッキングの凹凸をなくし、車椅子でも安全に散策できる通路とすること。(一部エリアのみも可)		5
7	四季折々の季節を感じることができるような草花の整備を行うこと。		5
8	既存水道設備を活用し、屋上利用者が使用しやすい手洗い場を作ること。		5
9	利用者が安全に利用できる遊具を設置すること。		5
10	その他自由提案		10
詳細仕様合計			75

※項番 1 から 4 については、必須提案項目とする。

6 予定価格・支払条件

見積金額は 12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とし、これを超えた場合は受注者として選定しない。

7 プロポーザルの手続きに関する事項

「3 スケジュール」に示した各手続きは、以下のとおりである。

(1) 実施要項等の通知

本プロポーザルに関する実施要項（本紙）、指定様式等の資料は当院ホームページにて公開する。

(2) 現場見学

現場見学の参加を希望する場合は、電話または E メールにて申し込みをすること。具体的な日時については申し込みがあり次第個別に調整する。

(3) 事業に関する質問

質問がある場合は、質問書（様式 5）に入力し、E メールにて提出すること。

(4) 質問に対する回答の公開

質問書に対する回答は、当院ホームページにて公開する。なお、回答により、実施要項等に追加または修正が生じた場合は、速やかに当院ホームページ内に通知する。

(5) 参加表明書・業務提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、以下のとおり書類を提出すること。ただし、提出された書類は返却しない。

イ 参加表明書提出時

- ① 参加表明書（様式 1） 1部
- ② 会社概要（様式 2、記載事項を満たしていれば任意様式でも可） 1部
- ③ 宮城県の「建設工事入札参加資格承認者名簿登録」の写し 1部
- ④ 受注実績一覧表（様式 3） 1部

⑤ 契約受注実績が証明できる書類 1部

様式3に記載したもののうち、受注実績の内容が確認できる契約書等の写しを受注実績一覧表に添付し提出すること。なお、提出された写しにより当院が受注実績を確認できないと判断した場合は、受注実績と見なさない。

ロ 業務提案書提出時

① 見積書（様式4） 1部

② 見積明細書 任意様式 1部

③ 提案書 紙媒体 任意様式 10部

- ・提案書は A4 判とする。 A3 等大きな用紙は、 A4 判の大きさに折りたたむこと。
- ・提案書は、 5 審査（2）評価項目及び評価内容に沿った内容を含めること。
- ・「造園施工管理技士」の資格を有している場合は、証明できる書類の写しを添付すること。
- ・提案書を含む必要書類の作成、提出に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

④ 提案書 CD-R 等による電子媒体 PDF 形式 1部

⑤ 保守業務見積書（1か年分） 任意様式 1部

（6）書類審査（第一次審査）

提案者が多数の場合は、選定委員会において書類審査による第一次審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリング（第二次審査）を依頼する提案者を決定する。

（7）プレゼンテーション及びヒアリング（第二次審査）

提案者に対して提案内容の説明等を求めるため、提案者毎に個別にプレゼンテーションとヒアリングの機会を設ける。

- ・実施日時及び場所については、各提案者に個別に連絡する。
- ・時間は 20 分程度（プレゼンテーション 10 分、ヒアリング 10 分）を予定する。
- ・参加できる人数は、提案者 1 者あたり 4 名以内とする。
- ・会場ではプロジェクター等を使用できるが、パソコン等は各自用意すること。
- ・ヒアリングの結果、当院が必要と認めた場合は、追加でヒアリングを実施する場合がある。

（8）審査結果の通知

イ 選定委員会の委員が、提出書類・プレゼンテーション・ヒアリングの内容を精査し、内容の妥当性、当院の運営に与える影響等を点数化し、受注候補者を選定する。

ロ 選定結果は、当院ホームページにて公開する。

ハ 最も優れた提案を行った者との間で契約締結に至らなかった場合は、次点者と契約に向けた協議を行う場合がある。

（9）契約締結

イ 契約にあたっては、理事長の承認を得るものとする。

ロ 契約の内容は、提案書に基づいて決定する。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

（1）書類等の提出期限までにその提出が無かった場合

- (2) プレゼンテーション（ヒアリング）実施時間に遅れた場合
- (3) 提案書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 受注先への聞き取りにおいて不誠実な業務を行ったことが判明した場合
- (5) 「4 参加資格」の要件を満たしていないことが判明した場合

9 留意事項

- (1) 本事業は、ミヤギテレビ杯ダンロップ女子オープンゴルフトーナメント大会内で行われたチャリティイベントの寄付金を活用し整備するものである。
- (2) 屋上広場整備完成后、株式会社宮城テレビ放送による取材が行われる予定である。

10 その他

- (1) 本事業において、原則として事業の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することは認められない。
- (2) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、通貨は円、単位は日本の標準時及び計量法に定めるものとする。
- (3) 公告の日から受注者の選定が終了するまでの間、当院の関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルに係る業務の受注者の選定の用途以外に、提案者に無断で使用することはない。
- (5) 提出された書類等の提出期限後の差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (6) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (7) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。

11 本プロポーザルに関する書類の提出・連絡・問い合わせ先

地方独立行政法人宮城県立こども病院

事務部経営企画課 藤本

〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号

電話：022-391-5111 FAX：022-391-5118

Eメール：kikaku@miyagi-children.or.jp